

議案第256号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持  
に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「縦覧等の手続」を「縦覧等の手続等」に、「第23条の6」を「第23条の6の2」に改める。

第3章の2の章名を次のように改める。

第3章の2 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続等

第3章の2中第23条の6の次に次の1条を加える。

（技術管理者の資格）

第23条の6の2 法第21条第3項の条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条第1項に定める資格とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年11月 6 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

本市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持  
に関する条例（抄）

目 次

第 1 章 - 第 3 章 省 略

第 3 章の 2 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続（第23条の 2 の14 - 第23条の  
手続等 第23条の  
6 )  
6 の 2

第 3 章の 3 - 第 8 章 省 略

附 則

第 3 章の 2 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続  
手続等

（他の市町村の長との協議等）

第23条の 6 省 略

（技術管理者の資格）

第23条の 6 の 2 法第21条第 3 項の条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条第 1 項に定める資格とする。